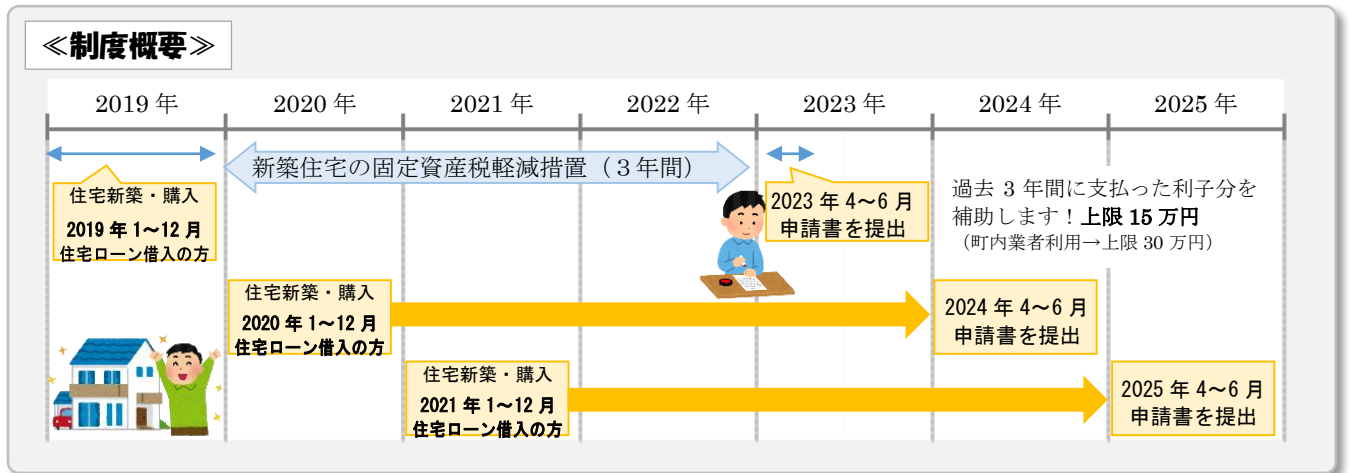


# 田上町新婚・子育て世帯向け個人住宅取得資金利子補給金交付制度

のご案内

この制度は、町への定住促進のために、新婚世帯又は子育て世帯で町内に自ら居住するための住宅を取得した方に、金融機関から借り入れた住宅資金を対象に利子補給金を交付しています。



## ◆補助金額

申請年度以前の過去3年間（新築住宅の固定資産税軽減期間）に支払った利子額に対し、**15万円**を限度に補助  
 ※町内業者（田上町内に本社又は本店を有する法人又は個人の業者）が請負又は販売する住宅の場合は30万円を限度に補助します。  
 ※各年1月～12月までに支払う住宅ローンの利子を合計した額（千円未満切り捨て）または限度額のどちらか少ない額を補助します。

## ◆対象者（次の4点すべてに該当する人（世帯））

- ① 借入日時点で新婚世帯または子育て世帯
  - ・新婚世帯：申請者及びその配偶者のいずれもが満5歳未満で、婚姻届出後5年以内の世帯
  - ・子育て世帯：同一世帯に中学校3年生以下の子どもがいる世帯
- ② 田上町に自分が住む家を新築または購入するために、500万円以上の資金を金融機関から3年以上の期間で借り入れた人（世帯）。  
 ※建て替え、リフォームは含みません。
- ③ 申請日時点で対象の建物に既に住んでいて、かつ、町に住民登録をしている人（世帯）
- ④ 町税などを滞納していない人（世帯）  
 ※同一世帯の方が滞納している場合も交付できません。

## ◆対象住宅

新築住宅または購入した中古・建売住宅で、次のいずれも該当する建物

- ① 専用住宅…建物全体の床面積が50㎡以上280㎡以下  
併用住宅…居住部分の面積が建物全体の床面積の半分以上
- ② この制度による利子補給金を受けていない建物

## ◆対象金融機関

- ① 田上町内または加茂市内に本店または支店がある金融機関
- ② ①のほか、町長が認める金融機関  
 →フラット35取扱金融機関や信用金庫、信用組合、JAなど

## ◆対象となる借入れ

2019年1月1日～2021年12月31日までの期間に借入れ、3年以上でかつ500万円以上の住宅資金  
 ※手続き上やむを得ないと認められる場合は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの住宅資金に限り、改正後の利子補給金の交付対象とします。

## ◆申請期間

新築住宅の固定資産税軽減措置の終了後の  
4月1日から6月30日まで

- ・2019年1～12月借入→2023年4～6月申請
- ・2020年1～12月借入→2024年4～6月申請
- ・2021年1～12月借入→2025年4～6月申請

## ◆申請時提出書類

- 田上町新婚・子育て世帯向け個人住宅取得資金利子補給金交付申請書(様式第1号)
- 個人住宅取得資金貸付証明書(様式第2号)
- 町税等納付(納入)状況確認承諾書
- 金融機関が発行した年末残高証明書の写し
- 住宅資金の償還表(返済予定表)の写し
- 住民票の写し(世帯全員が記載されたもの)
- 戸籍謄本(新婚世帯のみ)
- 申請住宅の登記簿謄本または登記完了証の写し
- 住宅の平面図
- 新築工事請負契約書又は売買契約書

制度内容は町ホームページでも紹介しています。ご不明な点はお問い合わせ下さい！

問い合わせ：役場総務課政策推進室 ☎57-6222

